

訪問介護サービス 重要事項説明書

利用される方に対する訪問介護サービスの提供開始にあたり、平成 11 年厚生省令第 37 号第 8 条の規定に基づいて、当事業者が説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業の目的（契約書第 1 条参照）

居宅においてその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として訪問介護サービスを提供します。

2. 事業者の概要

事業者名称	社会福祉法人 宮津市社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	京都府宮津市字鶴賀 2109 番地の 2
代表者名	会 長 小 田 和 夫
電話番号・FAX	(電話) 0772-22-4165・(FAX) 0772-25-2414

介護保険法令に基づき京都府知事から指定を受けている介護事業の種類	訪問介護事業
介護保険法令に基づき京都府知事から指定を受けている事業者指定番号	2672100019

3. 職員体制

[令和 7 年 4 月 1 日現在]

職 種・資 格		常勤	非常勤	職 務 内 容
管理者（兼務）		1 名		事業の総括
サービス提供責任者 （ホームヘルパーと兼務）		2 名		サービスの調整、技術指導等
ホームヘルパー		3 名	8 名	ホームヘルプサービス
	介護福祉士	3 名	6 名	
	実務者研修修了者 （ホームヘルパー1 級）		1 名	
	介護職員初任者研修課程修了者 （ホームヘルパー2 級）		1 名	
事務職員		1 名	1 名	事務全般

4. 営業時間及び区域

営 業 日／営業時間	通常月曜日～日曜日まで ただし、必要と認めるサービスを除き 1 月 1 日～1 月 3 日まで 休業日 午前 7 時～午後 9 時まで
営業区域	宮津市

5. 事業所が提供する訪問介護サービスについて （契約書第 4 条参照）

（1）「訪問介護計画」とサービス内容

事業所では、介護支援専門員（ケアマネージャー）が立てた「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づいて、次のサービス内容の中から具体的なサービス内容やサービス実施日などの「訪問介護計画」を定め、サービスを提供します。

この「訪問介護計画」は、あらかじめ利用者やその家族に事前に説明し、ご同意をいただくほか、利用者の申し出により、見直すこともできます。

〈サービス区分およびサービス内容〉

- ① 身体介護（ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。）
 - 入浴介助・清拭・洗髪…入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪などを行います。
 - 排せつ介助…排せつの介助、おむつ交換を行います。
 - 食事介助…食事の介助を行います。
 - 衣服の着脱の介助…衣服の着脱の介助を行います。
 - 通院介助…通院の介助を行います。
 - その他必要な身体介護を行いません。
- ② 生活援助（ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。）
 - 調理…利用者の食事の用意を行います。
 - 洗濯…利用者の衣類等の洗濯を行います。
 - 掃除…利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
 - 買い物…利用者の日常生活に必要となる物品の買い物をを行います。
 - その他関係機関への連絡など必要な家事を行います。
- ③ その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

（2）利用料金（利用者負担額） （契約書第 5 条、第 7 条参照）

- ①訪問介護サービスが、介護保険の適用を受ける場合、下記の各表に掲げる額（厚生労働大臣が定める基準による 1 割又は、一定以上の所得がある 65 歳以上の利用者は 2 割、3 割）で算定（加算）した金額をお支払いいただきます。
- ②1 人のホームヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもとに 2 人のホームヘルパーでサービスを提供した場合は、2 倍の利用者負担額をいただきます。
- ③提供を受ける訪問介護サービスが介護保険の適用を受けない部分については、利用料の全額をお支払いいただきます。

- ④ 当事業所は、利用された方に対し、毎月 20 日までに、当月の利用料等の内訳を記載した利用料明細書を作成し、請求書に添付して送付します。

【利用者負担基準額】

※ 下記の利用者負担額は、特定事業所加算（Ⅰ）を含む負担基準額です。

（令和 6 年 4 月 1 日より）

身体介護

	20 分未満	20 分以上 30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間 30 分未満	30 分増すごと に
1 割負担額	1 9 6 円	2 9 3 円	4 6 4 円	6 8 0 円	9 8 円
2 割負担額	3 9 2 円	5 8 6 円	9 2 8 円	1 3 6 0 円	1 9 6 円
3 割負担額	5 8 8 円	8 7 9 円	1 3 9 2 円	2 0 4 0 円	2 9 4 円

生活援助

	2 0 分以上 4 5 分未満	4 5 分以上
1 割負担額	2 1 5 円	2 6 4 円
2 割負担額	4 3 0 円	5 2 8 円
3 割負担額	6 4 5 円	7 9 2 円

身体介護に引き続き生活援助を行なった場合

	2 0 分以上 4 5 分未満	4 5 分以上 7 0 分未満
1 割負担額	7 8 円	1 5 6 円
2 割負担額	1 5 6 円	3 1 2 円
3 割負担額	2 3 4 円	4 6 8 円

【各種加算】

加 算 項 目	加 算 の 対 象	加 算 率
夜間加算	午後 6 時～午後 9 時の訪問介護	所定単位数の 25 %を加算
早朝加算	午前 7 時～午前 8 時の訪問介護	
初回加算	初回実施の訪問介護等	1 回 200 円
緊急時訪問介護加算	緊急時の訪問介護	1 回 100 円
介護職員等 処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数により積算した単位数の 24.5 %を加算	

（３）利用料金の償還払い

事業所が介護保険事業の利用料の代理受領を行わない場合は、利用料の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えて宮津市に申請すると介護給付費が支払われます。）

（４）サービス提供に要する実費負担額（契約書第 5 条参照）

サービス提供に要する次の費用については、実費をいただきます。

- ① 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、ホームヘルパーが訪問するための交通費をいただく場合があります。（サービス利用料とともに 1 か月ごとにお支払いいただきます。）
- ② 通院介助」等においてホームヘルパーに公共交通機関などの交通費のほか、利用料等が必要な場合（サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。）

（５）利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法（契約書第 5 条参照）

前記（２）及び（４）のとおり、利用者が負担いただく料金・費用は、1 か月ごとに請求しますので、支払指定日までに「利用料金支払確認書」の方法でお支払いください。（1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。）

6. 訪問介護の中止について

次の場合には、訪問介護サービスを中止いたします。その場合の経費は事業所負担といたします。

- ① 訪問時に利用される方の身体的および精神的等により、訪問介護が困難な状態の場合
- ② 担当訪問介護サービス従事者が訪問移動時において交通停滞・交通事故等により、訪問介護が出来なくなった場合
- ③ 気象状況および災害等により、訪問介護が出来なくなった場合
- ④ その他訪問介護を中止するに相当の事由がある場合

7. キャンセル料について (契約書第6条参照)

訪問介護サービスをキャンセルされる場合には、サービス実施日の前日午後5時までにご連絡ください。前日までに連絡がなく、当日キャンセルされた場合は、キャンセル料をいただきます。ただし、利用者の体調不良等やむを得ない事由は除きます。

キャンセル料…800円

8. 訪問時間について

交通事情・悪天候・前訪問先でのアクシデントの緊急対応等により、訪問時間が遅れる場合があります。

9. ホームヘルパーの禁止行為

ホームヘルパーは、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者またはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり、利用者またはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受
- ③ ご契約者の家族等に対するサービスの提供
- ④ 飲酒、喫煙及び飲食（移動時の介護等において利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合は除きます。）
- ⑤ その他利用者またはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動およびその他迷惑行為

10. 担当職員の変更について

利用される方は、担当の訪問介護サービス従事者の変更を申し出ることができます。その場合、訪問介護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な事由が無い限り、変更の申し出に応じます。

11. 訪問体制について

- ① サービス内容や訪問介護サービス従業者の勤務により、担当する訪問介護従事者が交代することがあります。提供するサービスは同じです。
- ② 新規採用訪問介護サービス従事者の、サービスを円滑に進めるために同行訪問をして、サービスの申し送りを行うことがあります。これは事前に依頼させていただき行います。この場合、同行の訪問介護サービス従事者の料金はいただきません。

12. 事故発生時の対応方法 (契約書第11条参照)

サービス提供中に容態の変化や事故等があった場合は、事前の打ち合わせに従い、主治医、救急車、ご家族、介護支援専門員、市等へ連絡します。また、事故発生が当事業所の責任により生じたときはその損害を賠償します。

1 3. 診断書等の提出について

事業所が訪問介護サービスを提供する上で、利用される方の健康診断書等が必要とした場合には、指定した期限までに必ず提出してください。その場合の経費については、自己負担となります。また、感染症を有し、訪問介護サービス従事者等に重大な影響を与えるおそれがある場合は、治療が済むまでサービスの提供をお断りする場合があります。

1 4. サービス記録について

(1) サービス実施記録の確認

事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、訪問介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について

事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要なコピー料などの諸費用は、利用者の負担となります。)

1 5. 秘密の保持と個人情報の保護について (契約書第12条参照)

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係従事者における個人情報の適正な取扱いに努めるものとします。
- ② 事業所及び事業者の使用する者(以下「従事者」という)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業所は、従事者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者である期間及び従事者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保持について

事業所は利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いませぬ。

16. 身体拘束について

事業所は、利用者への身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除きます。）を行いません。

17. 虐待防止について

- ① 事業所は、利用者への虐待防止、差別の禁止、その他人権の擁護のために、虐待防止委員会を設置します。委員会は、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の整備、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施を行います。
- ② 事業所は、サービス提供中に、当該事業所又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを宮津市に通報するものとする。

18. 感染症の予防およびまん延防止について

事業所は、職員や利用者の健康保持の観点から感染症対策に努めることを目的とした、感染症の予防及びまん延防止のための委員会を設置します。委員会は、感染症対策に係る指針及び業務継続計画、感染症対策マニュアル等の作成及び職員への周知、研修及び訓練の実施等を行います。

19. 損害賠償保険への加入（契約書第11条参照）

当事業所は、次の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	㈱ S. R. M（エス．アール．エム）
保険名	まごころワイド賠償責任保険
補償の概要	ホームヘルパーの不注意などの事故によって、第三者の心身や財物に損害を与え、事業所が利用者等に損害賠償の責任を負った場合に、1事故あたり3億円以内で事業所に補償するものです。

20. 苦情受付について（契約書第14条参照）

利用者またはご家族の方からの苦情は、次の窓口にて受け付けます。受け付けた苦情は、迅速、適切に対応します。

宮津市社会福祉協議会 担当者 直田玲子	利用時間	平日	午前8時30分～午後5時15分 土・日・祭日・年末年始（12／29～1／3）を除く
	利用方法	電話 FAX 面接	0772－22－2090 0772－25－2414 可
健康福祉部 健康・介護課 介護給付係	利用時間	平日	午前8時30分～午後5時15分 土・日・祭日・年末年始（12／29～1／3）除く
	利用方法	電話 FAX 面接	0772－45－1619 0772－22－4801 可
国民健康保険団体連合会	利用時間	平日	午前9時00分～午後5時00分 土・日・祭日・年末年始（12／29～1／3）除く
	利用方法	電話 FAX 面接	075－354－9090 075－354－9055 可

21. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	実施日	2017年2月13日
	評価機関名称	一般社団法人 京都社会福祉士会
	結果の開示	あり（ワムネットで公表しており閲覧できます）

訪問介護サービスの開始にあたり、利用者に対し契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

訪問介護サービス事業者

所在地 京都府宮津市字鶴賀 2 1 0 9 番地の 2
名 称 社会福祉法人 宮津市社会福祉協議会

説明者 職名 サービス提供責任者

氏名 ⑩

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問介護サービスについての重要事項の説明を受け、説明内容に同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

利 用 者

住所 京都府宮津市字

氏名 ⑩

(代 筆) 氏名

利用者の代理人

住所

氏名 ⑩